

を弄せらる、れ、一般市民は却て今回の更生案に對して非難の
聲をあがつ、ある所以である、我々他局課従業員も亦い、る
理事者諸氏の方策に對し深刻なる不安を抱かざるを得ず、
若し、理事者諸氏が能くまで今回の更生案の實施を期し従業員
の切實な要請を踏みにじられるに於ては、生活防衛の立場に
り全従業員も亦止むを得ず、敢て欲せざる事態を取ると至るで
ありうることと憂慮し、こゝに九月二日付市電更生案、撤回を勸
告するものである、

昭和九年九月四日

東京市従業員組合

殿

列記(一)

支那斗争準備指令

突如當局、鐵死強要案ニ對スル本部ハ執拗ナル運動ヲ捲起シ市
會式ハ陸軍省海軍省内務省大藏省等ヲ應召シ意見ヲ開陳 陳情
シ来リタルハ一般社會ヨリ吾々ニ有利ナ一切ノ條件ヲ具備サレ
タ之以上ハ吾々ハ最後ノスト、以外ニ何物モ無ク、支那主體部
ハ徹底シタ、アゲト、モ徹底シタ、本部トノ連絡ヲ完全實踐サ
レタ

(一)支那ハ各組斗争委員ニ左ノ如ク指令ス

- 一各組斗争委員ハ第一第二第三ノ引揚場所ヲ決定次第九月
四日午後三時迄支那首體部ニ報告スルコト
- 一各組引揚場所ニ引揚ル際斗争委員會ノ決定通り各自十
圓以上ヲ持寄ルコト
- 一女子車掌ハ必ズ男子ト一緒ノ場所引揚ルコト(持寄女子